

○鴨川市立国保病院あり方検討委員会設置要綱

平成27年9月1日

告示第120号

(設置)

第1条 鴨川市立国保病院(以下「国保病院」という。)の今後のあり方について検討を行うため、鴨川市立国保病院あり方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問を受け、次に掲げる事項について必要な検討を行う。

- (1) 国保病院の役割に関すること。
- (2) 経営上の課題とその対策に関すること。
- (3) 経営の形態に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員9人をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員 3人
- (2) 医師 2人
- (3) 地域を代表する者 4人

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、市長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会は、第2条に規定する所掌事務について検討を行うときは、病院の経営等に関する学識を有する者の意見を聴取するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、国保病院において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。